

鹿沼市建設工事等競争入札における取り分け方式実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、鹿沼市が発注する建設工事及び測量・建設関係コンサルタント等業務委託の競争入札における取り分け方式に関して、必要な事項を定めるものとする。

(適用対象)

第2条 取り分け方式の対象とする入札は、同一日に開札する次の各号のいずれかに該当する競争入札とする。

- (1) 同工種かつ同等級の建設工事のうち、同額抽選となったもの
- (2) 同業種区分の測量・建設関係コンサルタント等業務委託のうち、同額抽選となったもの

(適用方法)

第3条 落札候補者を決定する順位（以下「決定順位」という。）をあらかじめ定めておき、決定順位が上位の入札で落札候補者となった者が、以降の対象となる入札において抽選の対象となった場合は、当該入札書を無効とする。

2 決定順位は、入札番号順とする。

3 指名競争入札においては、第1項の規定の「落札候補者」を「落札者」に読み替える。

(取り分け方式の例外)

第4条 前条の規程に関わらず、取り分け方式を適用することによって同額の落札候補者又は落札者となるべき者がいなくなってしまう場合は、当該案件は取り分け方式を適用しないものとする。

2 取り分け対象案件の落札候補者が辞退した場合又は、入札参加資格要件審査の結果落札候補者が要件を満たさなかった場合は、次点の落札候補者決定について次のとおり取り扱うものとする。なお、当該案件の結果は、他の案件の落札候補者決定に対して影響を与えないものとする。

- (1) 取り分け方式の適用により、同額入札者の入札書が全て無効となっている場合は、当該入札書を全て有効とし、再抽選を行う。
- (2) 取り分け対象業者以外の同額入札者がいる場合は、取り分け対象業者を除く業者で再抽選を行う。
- (3) 前号において取り分けの対象となる業者は、決定順位にかかわらず、同日開札の他の同工種かつ同等級の建設工事の案件において落札候補者となった者とし、当該落札候補者は、落札候補者を辞退した場合又は入札参加要件審査の結果要件を満たさなかった場合であっても、再抽選に参加することはできない。

(補則)

第5条 この要領に定めるもののほか必要な事項については、別に定める。

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行し、施行日後に公告する案件から適用する。

附 則

この要領は、令和 4 年 3 月 23 日から施行し、施行日後に公告する案件から適用する。

附 則

この要領は、令和 4 年 10 月 1 日以降に公告し、又は指名通知を発送する入札から適用する。

附 則

この要領は、令和 6 年 5 月 1 日以降に公告し、又は指名通知を発送する入札から適用する。

附 則

この要領は、令和 7 年 5 月 1 日以降に公告し、又は指名通知を発送する入札から適用する。